

別記様式第5号の2(第9条関係)

一般廃棄物処分業許可書

紋別市許可第12号

令和4年3月2日

北東開発工業株式会社 様

紋別市長 宮川良



令和4年2月24日付で申請のあった一般廃棄物処分業については、紋別市廃棄物処理及び清掃に関する条例第17条第1項の規定によりこれを許可します。

事業者所在地、名称	紋別市渚滑町9丁目18番地 北東開発工業株式会社
取扱廃棄物の種類	すき取り物(土砂と草、草の根、笹及び笹の根の混合物)
廃棄物の処分先	北東開発工業(株)(弊社処理施設) 紋別市小向28番2
許可条件	別紙のとおり
許可の有効期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

遵守事項

- 1 許可書は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 許可申請事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に届け出ること。
- 3 毎月5日までに前月中の一般廃棄物処分状況を報告すること。
- 4 その他関係法令及び条例の規定を遵守すること。